

報道関係者 各位

平成 28 年 2 月 29 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課

課長 小林 洋子

均等業務指導室長 高橋 弘子

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7842)

(直通電話) 03(3595)3272

女性活躍推進法認定マークの愛称を決定しました

「えるぼし」

厚生労働省では、このたび、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法）に基づく認定表示（以下、認定マーク）の愛称を、285件の応募作品の中から、廣木 信子さん（56歳、滋賀県在住）の作品「えるぼし」に決定しました。

女性活躍推進法では、行動計画の策定、策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あり、認定を受けた企業は、認定マークを商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、女性活躍推進事業主であることをアピールすることができます。

厚生労働省では、女性の活躍をさらに推進していくため、認定制度や認定マークと愛称の周知を図っていきます。

■女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし」

【愛称作成者のコメント】

「L」がデザインされた円の上に星が輝くデザインにふさわしく、様々な企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」と、そんな輝く女性が増えていくようにとの願いを込めて「えるぼし」としました。

【認定マーク「えるぼし」】

<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>



※認定マークについて

「L」には、L a d y（女性）、L a b o u r（働く、取り組む）、L e a d（手本）などさまざまな意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。

※認定制度について、詳しくは、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）のパンフレット「認定を取得しましょう！」をご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/nintei_1.pdf